

男女共同参画審議会傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、男女共同参画審議会運営規程第3条第2項に基づき、男女共同参画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人

傍聴人とは、審議会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

第3 会議の開催周知

- (1) 会議の開催は、事前にインターネットや県広報誌等により周知するものとする。
周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

第4 会議非公開の決定

男女共同参画審議会運営規程第3条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

第5 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

第6 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。
なお、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。
なお、会議開会後の入場は認めない。

第7 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

第8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

第9 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。

- (2) 上記(1)ただし書の規定により審議会の許可を得ようとする者は、許可願（様式第3号）を審議会に提出しなければならない。

第10 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記第5及び第6の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記第7から第9までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

第11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長、部会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

第12 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長又は部会長が退場を命じたとき。

附 則

この規程は、平成14年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日開催
男 女 共 同 参 画 審 議 会

番 号	住 所	氏 名

(様式第 2 号)

NO.

傍 聴 証

男女共同参画審議会

平成 年 月 日

(様式第3号)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	有 ・ 無
備 考	
上記のとおり許可願います。 平成 年 月 日 男女共同参画審議会 会 長（部会長） 様 申込者 印	